

○ 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）

改正案	現行
<p>（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合）</p> <p>第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五章若しくは第七章の二、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六章、保険業法（平成七年法律第五号）第二編第十章第二節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百二十二号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、破産法（平成十六年法律第七十五号）又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二編第九章若しくは第三編第八章の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合</p> <p>四〇十二（略）</p>	<p>（土地に関する権利の移転等の許可を要しない場合）</p> <p>第六条 法第十四条第二項の政令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五章、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六章、保険業法（平成七年法律第五号）第二編第十章第二節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百二十二号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、破産法（平成十六年法律第七十五号）又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二編第九章若しくは第三編第八章の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合</p> <p>四〇十二（略）</p>